平成２４年（フ）第２１０号
岐阜県関市大平台10番２号
債務者　後藤　　恒
1　決定年月日時　平成24年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　所　　寿弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月21日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第６７号
福島市東中央１丁目34番地の１　三輪コーポ405号
債務者　宇都宮俊貞
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第２０８号
茨城県水戸市東赤塚4345番地　県営赤塚アパート７棟503号
債務者　浅野　美穂
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２２４号
茨城県那珂市鴻巣615番地５
債務者　井上　　操
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２３２号
茨城県水戸市渡里町2490番地の３　オークス渡里101号、住民票上の住所茨城県ひたちなか市阿字ケ浦町1011番地２
債務者　井出野亜希那（旧姓田崎）
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１１８号
茨城県筑西市中舘1121番地８
債務者　永井　**靜**子
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１１９号
茨城県古河市本町４丁目９番14号
債務者　虻川美千代
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１２４号
茨城県筑西市塚原237番　ヨコタハイツ101号室小澤方、住民票上の住所茨城県筑西市大塚380番地
債務者　和田　友道
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１２５号
茨城県古河市東山田1903番地３　関アパート４号
債務者　仲岡　　隆
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１２７号
茨城県古河市駒羽根58番地
債務者　伊藤　博文
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１２９号
茨城県古河市東３丁目８番19号　三ツ輪ハイツ102号
債務者　山口　京子
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１３２号
茨城県古河市仁連1028番地２　静和ハイツ202
債務者　**關**　　哲
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第９６号
長野県松本市大字岡田松岡241番地１　東棟、前住所長野県松本市大字島立3521番地２
債務者　中西寛和喜
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第９７号
長野県松本市大字岡田松岡241番地１　東棟、前住所長野県松本市大字島立3521番地２
債務者　中西　弘美（旧姓矢**花**）
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第１１６号
長野県大町市大町5560番地Ｅ―301号
債務者　勝野　　茂
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第１１８号
長野県松本市大字里山辺3918番地２　ワーズワース202号、前住所大阪府高槻市大蔵司２丁目８番６号
債務者　伊勢谷亜希（旧姓小山）
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第１１９号
長野県松本市芳野13番Ａ407号　市営住宅
債務者　山口　　智
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
長野地方裁判所松本支部